

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号：北労安教第102号  
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)  
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

## 乾燥設備作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法14条に基づき、事業主は下記①、②の乾燥設備により乾燥作業を労働者に行わせる場合は、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任して、作業指揮、その他規則で定められた職務を行わせなければならないことになっています。

つきましては、標題講習を開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

- ① 危険物を乾燥する、内容積が1 m<sup>3</sup>以上の乾燥設備（乾燥室又は乾燥器）  
 （危険物等とは安衛施行令別表第1（次頁参照）に掲げる危険物等）
- ② 上記①以外の乾燥設備
- ・ 固体燃料を熱源として使用し、燃料の最大消費量が、毎時10kg以上の乾燥設備
  - ・ 液体燃料を熱源として使用し、燃料の最大消費量が、毎時10ℓ以上の乾燥設備
  - ・ 気体燃料を熱源として使用し、燃料の最大消費量が、毎時1 m<sup>3</sup>以上であるものに限る
  - ・ 電力を熱源として使用するもので、定格消費電力が10kw以上の乾燥設備

記

### 1 受講資格

下記(1)～(3)いずれかに該当する方

- (1) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者でその後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は、取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は、取扱いの作業に従事した経験を有する者

※受講資格(2)(3)の方は、卒業証書のコピー、又は卒業証明書(原本)を添付して下さい。

### 2 講習日時及び講習時間

※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
令和8年 6月8日(月) ～9日(火)	9時00分～18時50分 (休憩時間含)	乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	4時間
		乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4時間
		乾燥作業の管理に関する知識	5時間
		関係法令	2時間
		学科修了試験	1時間

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

### 3 講習会場

旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)

### 4 講習料

**14,960円**(消費税10%を含む)

内訳：受講料13,310円、テキスト代1,650円

※使用テキスト:乾燥設備の安全(中災防発行)

## 5 申込方法

**4/8～5/25の期間内**に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、**定員50名**に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

## 6 講習料納入方法

受講料の支払方法は原則振込となります。

※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

## 7 申込に必要なもの

(1) **受講資格を証明する書類**

(2) **写真2枚**(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

## 8 修了証

修了証は、修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

## 9 受講の取消

**講習初日の2営業日前までに**取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

## 10 注意事項

**遅刻者については、講義開始後の入室は認めません**ので、ご注意願います。

## 11 受験結果 問い合わせ先

(公社) 北海道労働基準協会連合会 TEL 011-747-6141

申込み・ 問合せ先	〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階 旭川地方労働基準協会内 公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部 TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687
--------------	--

### ※別表第一 危険物(第一条、第六条、第九条の三関係)

#### 一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

#### 二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)

#### 三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

#### 四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)その他の引火点が零度以上三〇度未満の物
- 4 燈油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物

#### 五 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度一五度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)

# 乾燥設備作業主任者技能講習受講申込書

受講地	旭川	受講日	6/8 ~ 6/9
-----	----	-----	-----------

縦30mm  
横24mm

写真1枚のり付け

裏面に氏名記入

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

ふりがな			
氏名			
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）有・無			
併記を希望する氏名又は通称			
生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒		
	携帯		
	TEL		
勤務先	所在地	〒	
	名称	TEL	
		FAX	

楷書で正確に書いて下さい。

受講者は、作業従事経験証明を受けて下さい	1、 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場において乾燥設備の取扱い作業に従事した経験を有します。
	2、 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場において乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱い作業に従事した経験を有します。
	上記の記載内容について相違ないことを証明します。（注）事業者印は職を表す印を押印（個人印は不可）
	事業場所在地
	事業場の名称
	事業者職氏名



※2カ所の事業場の経験を合算する場合は、下記欄に記入して下さい。

受講者は、作業従事経験証明を受けて下さい	1、 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場において乾燥設備の取扱い作業に従事した経験を有します。
	2、 年 月 日から 年 月 日まで通算 年 か月当事業場において乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱い作業に従事した経験を有します。
	上記の記載内容について相違ないことを証明します。（注）事業者印は職を表す印を押印（個人印は不可）
	事業場所在地
	事業場の名称
	事業者職氏名



（注）旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付してください。

年 月 日  
(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

※受講番号	
-------	--

（注）※欄は記入しないでください。

※受講資格確認・免除資格確認	
本部	年 月 日
支部	年 月 日

（注）乾燥設備作業主任者受講者で、乾燥設備の取扱い作業が5年未満の方は、作業従事経験証明の2について証明をもらうとともに理科系の大学、高専、高等学校を卒業したことを証明する書面(卒業証明書又は卒業証書の写等)を添付してください。

修了証(受講票)の送り先	1. 自宅	2. 勤務先	3. その他 ( )
--------------	-------	--------	------------